

## ごみ処理及びし尿処理に係る組合加入について

### 1. ごみ処理に係る組合加入について

平成 29 年 12 月の議員全員協議会でお示ししたごみ処理の広域化への参画表明に基づき、ごみ処理においては、新ごみ処理施設を整備し広域化を進めるための協議をしているところであるが、当該施設の整備に係る契約については、組合議会の議案となることから、その審議・議決に熊取町選出議員が参画できるよう、令和 9 年 4 月に組合加入する。

### 2. し尿処理に係る組合加入の表明について

現在、熊取町のし尿処理は、泉佐野市田尻町清掃施設組合（以後「組合」という。）への事務委託により実施しているが、平成 28 年当時、本町のし尿処理施設である大原衛生公苑は、竣工後 30 年近く経過し、多くの機器設備が一般的な耐用年数に差しかかり、施設全体の更新には多大な経費が必要となるとともに、下水道の普及率上昇に伴う処理量の減少により、1 キロリットルあたりの処理単価は年々増加傾向にあったため、し尿処理の広域化について準備を始めた。

その時点で泉佐野市と田尻町は、1 市 1 町で建設費用等を負担しながら、昭和 40 年から一部事務組合（組合）によるし尿処理を開始していた。そういった状況の中、し尿処理のみ先行した形で組合加入するとなると複合的一部事務組合となり、議員選出が必要となることから制度も複雑化し、財政的負担等も発生してしまうことが懸念された。また、その後に控えているごみ処理の組合加入の際に改めての協議・手続きが必要となることなどを考慮し、令和 3 年度からのし尿処理については、本町としては組合加入ではなく、事務委託における広域処理を行うこととした。

今後においては、安定的にし尿処理業務を遂行するには組合に加入し、熊取町も事業主体となる必要があると考える。そこで、令和 9 年 4 月のごみ処理の組合加入にあわせ、し尿処理も同時期に加入することで、財政的効果を含め、総合的かつ合理的な判断ができ、当該組合内での協議をスムーズに進めることができると考えられるため、今般、し尿処理の組合加入を表明する。

### 3. 組合加入による効果

組合加入した場合、熊取町議会から議員選出がされることで、組合の意思決定機能及び監視機能を議員が担うことになり、民意を今以上に伝えることができる。

また、構成団体として職員を正式に派遣することにより、事業推進や政策判断、情報共有、更には財政負担に係る協議などに積極的に参画し、し尿処理施設にかかる運営及び維持管理に対し本町も責任を負うことで、より一層効率的、安定的に事業を実施することができると思う。

#### 4. 組合加入による住民への影響

組合に加入することにより、し尿の収集運搬など住民に直接かかわる変化はなく、住民生活への影響はないと考える。

#### 5. 今後のスケジュール

日程		内容
令和8年	3月	・広域の合意協定締結【構成市町+組合】 ※広域の合意における条件が整い、決裁にて協定締結
	5月	・大阪府との事前協議開始（組合規約変更案、し尿等委託の廃止案） 【構成市町】
	9月	・熊取町議会定例会【熊取】 案件・泉佐野市田尻町清掃施設組合への加入に関する協議について ・し尿等委託の廃止協議等について を上程
	10月	・大阪府へ組合規約変更許可申請【構成市町】 し尿等委託の廃止協議等【熊取+組合】 ・し尿等委託の廃止協議等の成立【熊取+組合】
	11月	・大阪府へし尿等委託の廃止届出【熊取+組合】
	12月	・大阪府から組合規約変更許可、し尿委託の廃止届出受理
令和9年	3月	・泉佐野市田尻町清掃施設組合議会定例会【組合】 (報告)・組合規約変更許可 ・し尿委託の廃止届出受理
	4月	・新組合規約 施行 (R9.4.1) ・熊取町議会議員選挙【熊取】
	5月	・熊取町議会 臨時会【熊取】 (選挙) 新組合議会議員

事務主体 【構成市町+組合】: 泉佐野市、田尻町、熊取町 + 泉佐野市田尻町清掃施設組合  
 【組合】 : 泉佐野市田尻町清掃施設組合  
 【熊取】 : 熊取町  
 【新組合】 : 熊取町加入後の組合